

次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（案） に関する市民意見募集について

京都市では、京都市障害者施策推進計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の3つの計画を一体的に策定している「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（計画期間：平成30年度～令和5年度）」に基づき、保健福祉だけでなく、教育、住宅、まちづくり等の広範囲な分野にわたる障害者施策全般に取り組んできました。

この度、令和5年度末をもって計画期間が終了することから、「次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（案）」を取りまとめましたので、広く市民の皆様の御意見を募集いたします。

意見募集期間	令和6年1月9日(火)～令和6年2月9日(金)【必着】
提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール又は京都市情報館(ホームページ)の意見募集フォームにより御応募ください。 様式は自由ですが、本リーフレット末尾の「御意見記入用紙」も御利用いただけます。 ① 郵送、持参 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 宛 ② FAX 075-251-2940 ③ 電子メール syogai@city.kyoto.lg.jp ※件名は、「次期ほほえみプラン等への意見」としてください。 ④ ホームページ 京都市トップページ> 市政情報> 市民参加>市民意見の募集(パブリックコメント)
御意見の取扱い	① 個人情報については、法令等を遵守し、適正に取り扱います。 ② 募集終了後、お寄せいただいた御意見・御提言を集約し、京都市障害者施策推進審議会において報告、協議するとともに、御意見・御提言に対する本市の考え方をとりまとめ、京都市障害保健福祉推進室のホームページで公表します。 ※ 御提出いただいた御意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめ御了承ください。

目次

1 次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン案の概要	1
2 共生社会の実現に向けて(重点施策一覧)	5
3 「第7・8期障害福祉計画」及び「第3・4期障害児福祉計画」の 成果目標及びサービス量の見込みについて	7



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

皆様の本市施策に対する意見
や思いをお聞かせください！



パフコメくん

次期はぐくみ支え合うまち・京都 ～京都市障害者施策推進計画・第7・8期

プラン策定の趣旨

このプランは、現行プランである「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン～京都市障害者施策推進計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画～（計画期間：平成30年度～令和5年度）」の計画期間満了に伴い、障害のある人や障害のある児童を取り巻く関連施策や市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者・児施策の実施状況を踏まえながら、総合的に、障害者・児施策を推進するために策定するものである。「障害者施策推進計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3つの法定計画に加え、「読書バリアフリー推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」を包含するプランとして策定し、本プランに基づき、施策・事業の更なる推進を図る。

プラン策定の背景

最近の障害福祉関連法令の主な動き

- 「読書バリアフリー法」の施行（令和元年6月施行）
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的、計画的に推進
- 「医療的ケア児支援法」の施行（令和3年9月施行）
 - ・医療的ケア児の保育、学校、医療的ケア児支援センターでの支援体制の整備
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（令和4年5月施行）
 - ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進
- 「こども基本法」の施行（令和5年4月施行）
 - ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法を制定
- 「障害者差別解消法」の改正（令和6年4月施行）
 - ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- 「障害者総合支援法」の改正（令和6年4月施行）
 - ・障害者等の地域生活の支援体制の充実
 - ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
 - ・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- 「児童福祉法」の改正（令和6年4月施行）
 - ・子育てに対する包括的な支援のための体制強化等を行うもの

障害者生活状況調査等の実施（令和4年度）

計画の策定に当たり、障害のある人の状況やニーズを的確に把握することを目的に「京都市障害者生活状況調査」、「京都市障害者施設入所申込者調査」、「京都市障害者施設入所者調査」の3つの調査を実施し、回答から読み取れる傾向や今後の障害保健福祉の課題が明らかになった。

<具体的な課題>

（1）介助者の高齢化

普段の生活を支える親等の主な介助者の年齢は60歳以上が約5割を占め、高齢化が顕著

（2）緊急時の対応への不安

主な介助者が急病等により一時的に支援ができなくなった場合の支援方法が未定の方が2割おり、緊急時の対応に不安を抱える方への対策が必要

（3）サービスの提供体制や量の確保

今後利用したい、あるいは回数を増やしたいサービスとして、移動支援、短期入所、居宅介護、グループホーム、計画相談が多く、サービスの提供体制や量の確保が必要

（4）災害時の不安

災害発生時の避難行動に不安を抱える方への取組が必要

（5）地域生活の継続への支援

地域で生活を継続するためには、介護、住まい、緊急時の支援の充実が必要

（6）施設入所からの地域移行

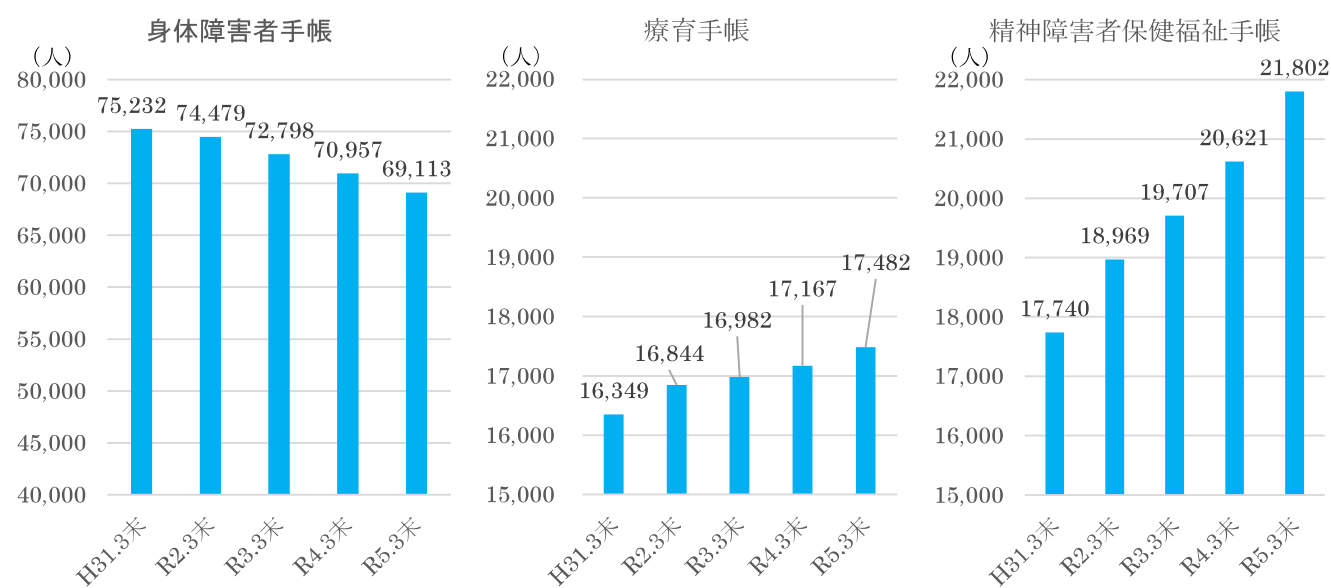
施設入所者の地域移行には、介護や身の回りのサポートに加え、住まいや緊急時の対応のニーズが高い

（7）施設入所希望者の地域生活の継続

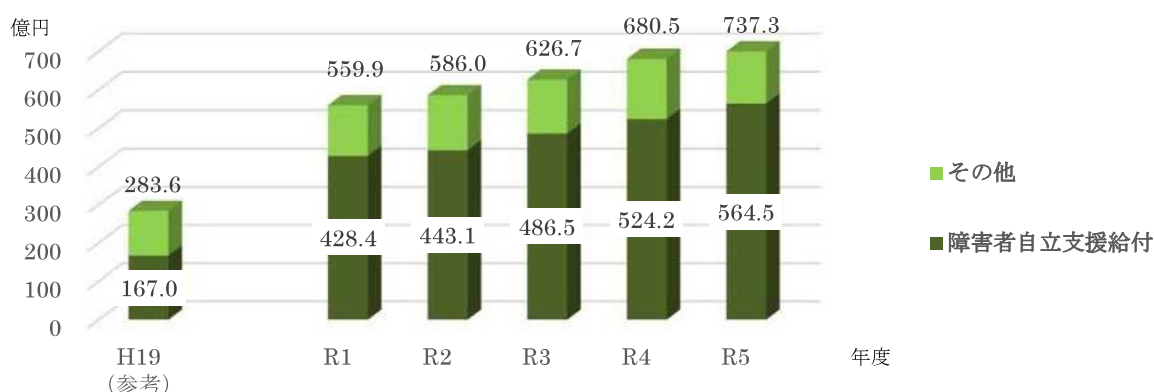
施設入所希望者の親の年齢は、7割が60歳以上。親亡き後においても地域生活を継続するには、緊急時の短期入所やヘルパー派遣等のニーズが高い

ほほえみプラン(R6-R11)(案)の概要 障害福祉計画・第3・4期障害児福祉計画～

手帳交付者数の推移



障害者福祉予算の推移



現行プランの中間見直し後に取り組んだ主な障害保健福祉施策

- 【令和3年度】
 - 京都市避難行動要支援者の情報提供等に関する条例を制定し、「地域における見守り活動促進事業」を充実
 - 重度障害者等就労支援特別事業を開始
 - 強度行動障害児者入所支援事業を開始
 - 医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業の開始
- 【令和4年度】
 - 自殺対策の指針となる第3次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定
 - 物価高騰対策のため、障害者施設に対する運営費支援及び障害者施設の食材費高騰に対する支援を実施
 - 医療的ケアが必要な児童生徒への通学支援を実施
- 【令和5年度】
 - 医療的ケア児等地域支援コーディネート事業を実施
 - 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの一体化施設整備

次期はぐくみ支え合うまち・京都 ～京都市障害者施策推進計画・第7・8期

基本方針

障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

施策目標

- (1) お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり
- (2) 自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進
- (3) 安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備
- (4) 社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり
- (5) 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策目標ごとの施策体系

施策目標 1	啓発、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話、ユニバーサルデザイン
施策目標 2	相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の育成
施策目標 3	健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策
施策目標 4	地域交流、社会参加、スポーツ、文化芸術、就労
施策目標 5	早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、一人一人のニーズに応じた教育の推進

重点的な視点

本市調査結果で明らかになった課題を踏まえ、各施策目標を推進するため、各施策目標を横断し全てを貫く重点的な視点

- (1) どのような障害があっても、自分らしく地域生活が継続でき、地域移行を促進できる環境を整備し、施策を充実します
- (2) 「重複障害」や「重度障害」への適切な対応、障害のある女性や、障害のある方の家族（ケアラー）への支援も含め、複数の分野にまたがる課題については、関係機関が連携し、分野横断的な支援を充実します
- (3) 安心して地域生活ができるよう、感染拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障害がある方が受ける影響を考慮し、きめ細かい配慮の視点をもって施策を推進します
- (4) 特性や状況に応じて、全ての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けることができるような支援体制の充実や、切れ目のない支援を推進します

計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間

ほほえみプラン(R6-R11)(案)の概要 障害福祉計画・第3・4期障害児福祉計画～

第7・8期障害福祉計画

【主な成果目標】

◆施設入所者の地域生活への移行

①地域移行数

- 令和4年度末入所者(1,193人)の **12%以上(144人以上)**を地域生活へ移行。

国が国連の障害者権利委員会から障害者権利条約に係る取組に関する総括所見において、「脱施設」の勧告を受けていることや、障害のある人の地域生活の継続や施設・病院からの地域移行を進めるとの国の方針と軌を一にし、本市においても国基本指針での目標数値を踏まえた目標設定とする。

②施設入所者数

- 令和4年度末入所者(1,193人)の **8.8%以上(105人以上)**を削減。

施設入所希望者は、多数いる状況ではあるが、地域生活に必要なサービスを確保していくとともに、施設等からの地域移行に取り組むことにより、減少を目指す。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神病床における1年以上長期入院患者数の設定

- これまでの減少率に基づき1,363人以下

◆障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

○福祉施設から一般就労への移行者

- 440人以上(令和3年度実績の1.40倍以上)と目標設定する。

【主なサービス見込み量】

○訪問系サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のそれぞれの利用者数及び延べ利用時間数を見込む。

○日中活動系サービス等

- 日中活動の場として重要な**生活介護**は、障害のある人の高齢化、重度化等を踏まえ、令和11年度末に4,470人を見込む**(現行プランの毎年56人増から毎年135人増)**
- 令和7年度から実施予定の就労選択支援の利用者数等を新たに見込む。
- 生活介護及び短期入所は、強度行動障害のある人及び医療的ケアが必要な人の利用者数等についても見込む。

○居住系サービス

- 施設入所者数は、成果目標を踏まえ、令和11年度末に1,088人を見込む。
- グループホーム**は、地域移行者数の増加等も考慮し、令和11年度末に1,643人分を見込む**(現行プランの毎年70人増から毎年100人増令和4年度末実績956人)**。
- グループホームは、強度行動障害のある人及び医療的ケアが必要な人の利用者数等についても見込む。

第3・4期障害児福祉計画

【主な成果目標】

◆障害児支援の提供体制の整備等

○障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

- 児童発達支援センターが中心となって保育所等訪問支援の活用促進等を行うことで、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

○障害児入所施設に入所する児童が地域での生活など大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

- 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、地域での生活など大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、必要な協議の場を設け、移行に向けた調整を行う。

【サービス見込み量】(令和6年度目標抜粋)

- 放課後等デイサービス 3,569人、42,908日人
- 児童発達支援 2,586人、15,516日人
- 障害児相談支援 273人
- 障害児入所施設 47人
- 保育所等訪問支援 60人、120日人
- 居宅訪問型児童発達支援 25人、200日人
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 8人

※公表中の計画数値の考え方を踏まえ、令和11年度まで設定。今年度に行う放課後等の過ごし方等に関する調査を踏まえ、令和6年度において、令和7年度以降の目標数値を再設定する。

共生社会の実現に向けて

基本方針：障害のある人もない人も、全ての人が

重点的な視点1 どのような障害があっても、自分らしく地域生活が継続でき、地域移行を促進できる環境を整備し、施策を充実します

重点的な視点2 「重複障害」や「重度障害」への適切な対応、障害のある女性や、障害のある方の家族（ケアラー）への支援も含め、複数の分野にまたがる課題については、関係機関が連携し、分野横断的な支援を充実します

施策目標1 お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

障害のある人や障害に対する合理的配慮への正しい理解の普及・啓発をします。

啓 発

【施策】

★障害を理由とする差別の解消に向けた事業者による合理的配慮の提供に関する相談体制

ユニバーサルデザイン

【施策】

●ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及

情報保障・読書バリアフリー

【施策】

★読書バリアフリー計画の策定
◎行政情報における音声コードの試験導入

意思疎通支援

【施策】 ◎デジタル社会に適合した意思疎通支援

手話

【施策】 ●手話に対する理解促進及び普及

施策目標2 自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

家族の過度な負担を前提とせず、すべての障害のある人が地域で自立して生活できるよう様々な取り組みを進めます。

相談支援

【施策】

★地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターの配置
★主たる介護者等の緊急時を見据えた体制構築
◎発達障害のある人への支援

福祉サービス

【施策】

★日中活動の場として重要な「生活介護」の設置促進
●持続可能な障害福祉施策の推進

住まい・暮らし

【施策】

★地域生活における住まいの場として重要な「グループホーム」の設置促進
◎障害のある方の入居に協力する賃貸住宅家主の登録制度

地域の関係機関連携

【施策】

★3施設一体化による専門性を生かした「地域の支援向上チーム」と「区役所・支所サポートチーム」の設置
★重層的支援ネットワークとの連携

重度障害のある人への支援

【施策】

◎強度行動障害のある人の受入促進
◎医療的ケアが必要な人の受入促進

地域移行

【施策】

★地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターの配置(再掲)
★施設や親元からの独立に向けた一人暮らし体験等の場・機会の確保

人材の育成

【施策】

●多様な障害特性に応じた研修の実施
★職員採用や定着支援に向けた取組の検討

★…新規 ◎…充実 ●…継続

（重点施策一覧） 素案

違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

重点的な視点3 安心して地域生活ができるよう、感染拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障害がある方が受ける影響を考慮し、きめ細かい配慮の視点をもって施策を推進します

重点的な視点4 特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けることができるような支援体制の充実や、切れ目のない支援を推進します。

施策目標3 安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

医療の確保と生活の質の維持向上を図るとともに、地域で安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

健康・医療

【施策】

- ★障害者医療における精神障害のある方への対象拡大
- ◎障害児者の口腔保健の推進

こころの健康

【施策】

- ◎精神障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備

難病支援

【施策】

- 難病患者への支援の充実

災害対策

【施策】

- 地域における見守り活動の推進
- 個別避難計画策定の推進
- ★福祉避難所への直接避難の仕組みの構築

権利擁護・虐待防止

【施策】

- ★虐待防止に向けた取組の推進
- ◎成年後見制度利用促進計画の策定

感染症対策

【施策】

- 感染症等の新たな課題に対する支援

施策目標4 社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

地域とつながりながら生きがいをもち、個々の能力を発揮することができる環境整備を進めます。

地域交流

【施策】

- 地域とのつながりの構築

社会参加

【施策】

- 社会的活動に参加しやすい環境の整備

就 労

【施策】

- 一般就労中の就労系サービスの一時利用
- 伝福連携、農福連携
- ◎重度障害者の就労支援

文化芸術

【施策】

- 文化芸術活動の振興

スポーツ

【施策】

- 障害者スポーツの振興
- 支援する担い手の育成

施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

早期発見・早期支援

【施策】

- ◎関係機関との連携による早期発見・早期支援
- ◎身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

相談・支援・連携体制の強化

【施策】

- ★児童発達支援センターの中核機能の強化
- ◎障害児相談支援の充実
- ◎重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討(再掲)
- 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
- 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

特性や状況に応じた支援の提供

【施策】

- ◎重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
- ◎様々な障害や特性に応じた支援体制の充実
- ◎障害児入所支援におけるきめ細やかな支援の実施

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

【施策】

- ★インクルージョンの推進に向けた地域の体制づくり
- ★子育て支援と障害児支援に係る双方向からの連携の実施

一人一人のニーズに応じた教育の推進

【施策】

- インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
- 一人一人のニーズに応じた教育の実施

「第7・8期障害福祉計画」及び「第3・4期障害児福祉計画」の
成果目標及びサービス量の見込みについて

1 「第7・8期障害福祉計画」の成果目標

成果目標	番号	項目名	本市の考え方	令和4年度実績
	1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	①【令和11年度末時点の地域移行者数】 令和4年度末入所者（1,193人）の12%以上（144人以上）を地域生活へ移行。 国が国連の障害者権利委員会から障害者権利条約に係る取組に関する総括所見において、「脱施設」の勧告を受けていることや、障害のある人の地域生活の継続や施設・病院からの地域移行を進めるとの国の方針と軌を一にし、本市においても国基本指針での目標数値を踏まえた目標設定とする。 ②【令和11年度末時点の施設入所者数】 令和4年度末入所者（1,193人）の8.8%以上（105人以上）を削減。 施設入所希望者は、多数いる状況ではあるが、地域生活に必要なサービスを確保していくとともに、施設等からの地域移行に取り組むことにより、減少を目指す。	①20人 ②－（目標設定なし）
	2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定 【65歳以上】 これまでの減少率（14.4%）に基づき、1,110人以下と目標設定する。 【65歳未満】 これまでの減少率（11.3%）に基づき、253人以下と目標設定する。 ②精神病床における入院後、退院率 【入院後3か月時点の退院率】 69.0%以上 【入院後6か月時点の退院率】 86.0%以上 【入院後1年時点の退院率】 92.0%以上	①65歳以上:1,334人 65歳未満:322人 ②3か月時点 61.4% 6か月時点 83.5% 1年時点 92.0%
	3	障害者の地域生活支援拠点等の整備	面的整備として、既存の制度・機関を既に地域生活支援拠点の機能に位置付けており、今後、以下の機能強化を行う。 ①地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターをモデル事業として配置し、課題等を検証し、全市域に展開していく。 ②自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。 ③強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズと実態を把握し、特に緊急時の対応について支援体制の整備を進める。	1か所整備済み （面的整備をしており、既存の制度・機関を地域生活支援拠点の機能に位置付けている。）
	4	障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行	①令和11年度中に福祉施設から一般就労への移行者数 国基本指針に基づき、440人以上（令和3年度実績（314人）の1.40倍以上）と目標設定する。 ②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所 国指針以上の数値である7割以上と目標値を設定する。 ③就労定着支援事業所の利用者数 これまでの実績に基づき、令和3年度実績の1.65倍以上（374人以上）と目標を設定する。 ④就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 国の指針に基づき、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上となることを目標として設定する。	①312人 ②－（新設のためなし） ③－（新設のためなし） ④－（新設のためなし）

番号	項目名	本市の考え方	令和4年度実績
5	相談支援体制の充実・強化等	国が示す活動指標（案）を踏まえ、下記4点を見込みとして設定する。 ①基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援受付件数 （令和11年度：80,372件） ②基幹相談支援センターでの専門的な指導・助言 （令和11年度：1,999件） ③基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数 （令和11年度：24件） ④基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数 （令和11年度：24件）	①214,000件 ②6,987件 ③25件 ④23件
6	障害福祉サービス等の質の向上	下記2点を実施することにより障害福祉サービス等の質の向上を図る。 ①障害福祉サービス等に係る研修の実施（R11：1,379人） ②障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施	①1,120人 ②1回

2 「第3・4期障害児福祉計画」の成果目標

番号	項目名	本市の考え方	令和4年度実績
7	障害児支援の提供体制の整備等	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 本市においては、既に市内に9か所設置しており、児童発達支援センターの中核機能の整備を進め、地域の障害児通所支援の体制整備を進めていく。 ②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新規】 本市においては、保育所等訪問支援を行う事業所を16か所設置しており、児童発達支援センターが中心となって保育所等訪問支援の活用促進等を行うことで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 ③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核とした連携体制を構築し、難聴児の早期発見・早期療育に向けた体制整備を一層進める。 ④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（5か所）、放課後等デイサービス（9か所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。 ⑤医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 引き続き、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場を設置し、連携を進める。 加えて、「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の配置を進め、地域の支援体制の向上、家族や支援機関の負担軽減等、医療的ケア児等に関する支援の更なる充実を図る。 ⑥障害児入所施設に入所する児童が、地域での生活など大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 障害児入所施設においては、入所している児童が18歳以降、地域での生活など大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、必要な協議の場を設け、移行に向けた調整を行う。	①本市においては、既に市内に9か所設置しており、地域支援や計画支援の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。 ②－（新設のためなし） ③主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを中核として必要な連携等を進めていく。 ④本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（5か所）、放課後等デイサービス（9か所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。 ⑤福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。 ⑥－（新設のためなし）

3 「次期障害福祉計画」のサービス見込み量

			次期計画	
サービス見込み量	項目名	指標 (単位)	5年度	11年度
			実績(見込)	計画値
訪問系サービス	居宅介護等	利用者数(人)	6,140	7,850
		延べ利用時間数(時間)	329,533	464,275
	居宅介護【新規】	利用者数(人)	4,275	5,367
		延べ利用時間数(時間)	129,858	175,428
	重度訪問介護【新規】	利用者数(人)	446	584
		延べ利用時間数(時間)	160,175	231,827
	同行援護【新規】	利用者数(人)	639	771
		延べ利用時間数(時間)	14,539	18,961
	行動援護【新規】	利用者数(人)	779	1,127
		延べ利用時間数(時間)	24,806	37,904
	重度障害者等包括支援【新規】	利用者数(人)	1	1
		延べ利用時間数(時間)	155	155
日中活動系サービス等	生活介護	利用者数(人)	3,660	4,470
		延べ利用日数(人日)	63,518	73,478
	うち強度行動【新規】	利用者数(人)	1,588	1,939
		延べ利用日数(人日)	32,040	37,038
	うち医療的ケア【新規】	利用者数(人)	150	183
		延べ利用日数(人日)	1,749	2,022
	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	40	40
		延べ利用日数(人日)	409	409
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	169	169
		延べ利用日数(人日)	2,814	2,814
	就労選択支援【新規】	利用者数(人)	-	1,630
		延べ利用日数(人日)	-	16,298
	就労移行支援	利用者数(人)	507	619
		延べ利用日数(人日)	8,876	11,374
	就労継続支援A型	利用者数(人)	1,070	1,512
		延べ利用日数(人日)	21,956	31,796
	就労継続支援B型	利用者数(人)	4,223	5,192
		延べ利用日数(日)	74,869	91,184
	就労定着支援	利用者数(人)	123	144
	療養介護	利用者数(人)	194	194
	短期入所(医療型)	利用者数(人)	61	95
		延べ利用日数(人日)	316	540
	うち強度行動【新規】	利用者数(人)	13	21
		延べ利用日数(人日)	78	131
	うち医療的ケア【新規】	利用者数(人)	61	95
		延べ利用日数(人日)	316	540
	短期入所(福祉型)	利用者数(人)	766	1,070
		延べ利用日数(人日)	3,582	4,256
	うち強度行動【新規】	利用者数(人)	441	614
		延べ利用日数(人日)	1,684	1,987
	うち医療的ケア【新規】	利用者数(人)	44	57
		延べ利用日数(人日)	145	165
居住系サービス	自立生活援助	利用者数(人)	10	16
	グループホーム	利用者数(人)	1,043	1,643
	うち強度行動【新規】	利用者数(人)	276	433
	うち医療的ケア【新規】	利用者数(人)	20	30
	施設入所支援	利用者数(人)	1,178	1,088
相談支援	計画相談支援	1月当たり利用件数(件)	1,724	3,440
	地域移行支援	1月当たり利用件数(件)	7.3	19.0
	地域定着支援	1月当たり利用件数(件)	39.5	81.5

サービス見込量

			次期計画	
項目名	指標 (単位)		5年度	11年度
			実績(見込)	計画値
発達障害者支援	地域協議会の開催	開催回数 (回)	1	1
	相談支援	利用件数 (件)	2,555	2,555
	関係機関への助言	関係機関への助言件数(件)	95	95
	研修・啓発	研修・啓発件数 (件)	47	47
	支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人)	26	26
	ペアレントメンターの人数	人数 (人)	20	20
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数 (回)	1	1
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加者数 (人)	13	13
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数 (回)	1	1
	精神障害者の地域移行支援	1月当たり利用者数 (人)	5.6	7.0
	精神障害者の地域定着支援	1月当たり利用者数 (人)	39.3	42.3
	精神障害者の共同生活援助	利用者数 (人)	303	367
	精神障害者の自立生活援助	利用者数 (人)	11	19
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新規】	利用者数 (人)	147	143
	精神病床における退院患者の退院後の行き先			
	一人暮らし・家庭	人数 (人)	62	68
	グループホーム等の居住系サービス	人数 (人)	52	62
	転院、院内転科	人数 (人)	251	251
	その他（死亡による退院を含む）	人数 (人)	280	280

4 「第3・4期障害児福祉計画」のサービス見込み量

			次期計画					
項目名	指標 (単位)		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
			実績(見込)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
放課後等デイサービス	利用児童数 (人)		3,517	3,569	3,683	3,801	3,923	4,049
	延べ利用日数 (人日)		42,372	42,908	44,281	45,698	47,160	48,669
児童発達支援	利用児童数 (人)		2,489	2,586	2,668	2,752	2,840	2,931
	延べ利用日数 (人日)		14,905	15,516	16,008	16,512	17,040	17,586
障害児相談支援	利用児童数 (人)		283	273	319	372	434	506
障害児入所施設	利用児童数 (人)		47	47	47	47	47	47
保育所等訪問支援	利用児童数 (人)		74	60	60	60	60	60
	延べ利用日数 (人日)		71	120	120	120	120	120
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 (人)		4	25	25	25	25	25
	延べ利用日数 (人日)		6	200	200	200	200	200
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数 (人)		4	8	12	20	20	20

サービス見込量

次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン(案)

御意見記入用紙

募集期間:令和6年1月9日(火)～令和6年2月9日(金)【必着】

(FAX)075-251-2940

P1～ 次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン(案)の概要について

P5～ 共生社会の実現に向けて(重点施策一覧)素案について

P7～ 「第7・8期障害福祉計画」及び「第3・4期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込みについて

プラン全体について

御意見の内容 ※御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ○の記入をお願いします。

①お住まいの区: 北区 上京区 左京区 中京区 東山区 山科区
下京区 南区 右京区 西京区 伏見区 その他()

②年齢: ~19歳 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳～

③御職業等: 会社員 公務員 自営業 主婦・主夫 学生 無職 その他()

問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
電話:075-222-4161 FAX:075-251-2940
電子メール:syogai@city.kyoto.lg.jp

令和6年1月

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
京都市印刷物番号 第 号